

神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が市内に所在する民間の幼保連携型認定こども園及び保育所(以下「認定こども園等」という。)に対し、職員の勤務条件の向上に資する調理員等の加配のための補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に定める調理員等を正規に雇用している認定こども園等とする。

(1) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3月31日、府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号)(以下「留意事項」という。)に規定する調理員等の配置基準(保育利用定員が40人までの認定こども園等は1人、定員が41人以上の認定こども園等は2人)を超えて雇用される調理員等(1名に限る。)

(2) 前号における配置基準を超えて雇用される調理員等は、各月の初日において正規に雇用される者であること

2 国又は地方公共団体が運営する園、国又は地方公共団体から委託を受けて運営する園及び国又は地方公共団体が出資又は出捐する法人が運営する園は補助の対象としない。

3 本要綱において、「調理員等」とは、調理師免許を有する調理員、栄養士たる調理員又はその他の調理員をいう。

4 第1項の定数の充足状況は、調理員等の常勤職員に、調理員等の常勤以外の職員について下記の算式によって得た常勤換算値を加えた数(小数点以下切り捨て)により確認することとする。

算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計

÷ 認定こども園等の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

= 常勤換算値

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に定める額とし、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて交付する。

(補助金の申請)

第4条 補助事業を行おうとする者(以下、「補助事業者」という。)は、市長が指定する期日までに、神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(配置基準の確認)

第5条 本事業を実施する者は、留意事項に規定する配置基準の確認をするために、補助事業者の運営する施設における職員配置状況を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

ない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付の決定をし、その旨を神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定を受けた者は、市長が指定する期日までに、神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の経理等)

第8条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助事業確定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知する。ただし、交付決定済額と確定額が同額である場合は、通知を省略するものとする。

2 受給者は、補助事業に係る収入及び支出を予算に計上して経理しなければならない。

(補助金の精算)

第9条 市長は、前条の場合において、確定額が交付済額を下回る場合は、その差額を返還させる。この場合において、上半期分の返還額を下半期分の交付決定額から減算して支払うことができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年5月13日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年3月31日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月30日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年3月7日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年3月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月4日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年3月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月31日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月25日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月13日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年3月27日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月10日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月13日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年3月13日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年7月13日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年3月29日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年2月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年2月25日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年3月15日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年3月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月3日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月5日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 表

対 象 施 設	助 成 額 (一 施 設 年 額)
<p>保育認定子どもの利用定員に係る定数（調理員等で、定員が40人までの認定こども園等は1人、定員41人以上の認定こども園等は2人）を超えて調理員を正規に雇用している認定こども園等</p>	<p style="text-align: right;">4, 3 6 8, 6 0 0 円 (月 額 3 6 4, 0 5 0 円)</p>